

こ保人第 1066 号
令和 3 年 2 月 16 日

各保育・教育施設 施設長 様
事業者 様

横浜市こども青少年局保育・教育人材課長

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて（通知）

「食品衛生法等の一部を改正する法律」は、平成 30 年 6 月 13 日に公布され、令和 3 年 6 月 1 日に施行となりますが、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長から、別添のとおり、この改正による「集団給食施設」についての取扱いの通知がありました。

つきましては、給食従事者等をはじめ、関係職員への周知をお願いいたします。

1 今回の一部改正に伴う集団給食施設の取扱い内容

- (1) HACCP に沿った衛生管理
- (2) 食品衛生責任者の選任
- (3) 営業の届出
- (4) 1 回の提供食数が 20 食程度未満の少数特定の者を対象とする給食施設
- (5) 調理業務を委託する給食施設

**※各項目の具体的な取扱い内容については、「2 添付資料（1）」の別紙資料に記載
されていますのでご確認ください。**

2 添付資料

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて

- (1) 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて
(横浜市健康福祉局健康安全部食品衛生課長 令和 3 年 2 月 9 日付通知)
- (2) 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて
(厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長 令和 2 年 8 月 5 日付通知)

担当：保育・教育人材課
Tel671-2397